

平成28年度 第5回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第5回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年8月29日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	15 下田 満		
出席者 総 数	出席委員 20名 欠席委員 1名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 中下 将良		
議事録 署名委員	8 小林 秀幸 9 新本 昌幸		
提出議題	議事 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第19号 非農地証明の申請について 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

平成28年度第5回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第5回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 はい、どなたもご苦勞でございます。昨夜から恵みの雨がございまして、若干潤ったかと思うんですが、なかなかこれからの天候次第で、農作物がどのようになるか不安なところがございますけれども。さて、今回農業委員会に提案しました案件につきまして、十分なるご審議を賜りまして、適正なるご決定を頂きたいというように思っております。簡単ですが、開会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、28年度第5回農業委員会の議事録署名者につきましては、8番の小林委員と、9番の新本委員を指名いたします。なお、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何か報告事項ございますか。

事務局長 いいえ、ありません。

4 議 事

議長 事務局から特別に報告事項も無いということでございますので、さっそく、日程第4の議事に入りたいと思っておりますが、議案第16号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。贈与人、持分1/2●●●●。住所、江田島町_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、391㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「一体的農地利用のため、受贈する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、農地法3条の1番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町____の島本です。本件につきましては先般、▲▲さんに確認をいたしました。場所は江田島町の海田湾埋め立ての際の、土採跡地の中で、内容につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。また、7ページの図面を見ていただければお分かりかと思えます。申請地の奥には、●●さんの土地で、番地で〇〇番地の△と□がありまして、土砂が入りやすくするために、申請地を進入路として提供した経緯があるようです。●●さんのご主人が亡くなって、現在はこの土地は利用されていないということで、今回元の形に戻すということでございました。以上です。ご審議をよろしく願います。

議長 ではこの案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いというご意見でございますので、この案件について審査の決定をしたいと思いますが、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号2。贈与人、●●●●。住所、江田島町____。受贈人、▲▲▲▲。住所、呉市____。所在地、江田島町____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,007㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する。」という案件です。

議長 番号3も関連案件ですので、続けて説明をお願いします。

事務局長 番号3。貸人、●●●●。住所、広島市____。借人、▲▲▲▲。住所、呉市____。所在地、江田島町____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,908㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける。」という案件です。使用貸借期間は10年間です。

以上で、番号2及び3の説明を終わります。

議長 はい、それでは今回、この2番と3番を一括上程させて頂きましたのは、▲▲さんが新規農業者になるということでもって、一括上程をさせて頂いておりますが、この2番と3番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の中下です。2号の●●さんと▲▲さんは兄弟でして、その他の申請内容に間違いはありませんのでよろしくをお願いします。

議長 ほかに、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということでございますので、この2番と3番の案件につきまして許可することに異議ございませんか？

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号4。贈与人、持分1/5●●●●。住所、江田島町_____。持分1/5▲▲▲▲▲。住所、広島市_____。持分1/5■●●●●。住所、広島市_____。持分1/5◆◆◆◆。住所、能美町_____。
受贈人、★★★★。住所、広島市_____。所在地、大柿町_____。地番、○
○番○外2筆。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,801㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する。」という案件です。
以上で説明を終わります。

議長 それではこの4番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の濱田です。本件につきましては、ただいま説明がありましたように、持ち分が5分の1の共有地でございます。この共有者との関係は、★★の父親が▼▼という者でございます。この▼▼さんの兄弟の子供になっておりますので、受贈人の★★の従兄弟という関係で、いずれも親戚関係になっております。★★も言っておりますが、この土地を贈与すると皆で話し合って全員が了承したということでございます。受贈人は現在、広島市に住んでおりますので、電話で確認をいたしました。また、★★の母親はこれまで、大柿町に住んでおられて、この土地を管理していました。★★は、毎月の会社の休みには帰って来て、畑の管理を行っているようです。定年になりましたら、江田島市の方に帰って農業をしたいという気持ちでいるようでございます。以上のような状況で

ございますので、本件は許可することに別段支障はないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 はい、この4番の案件で何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 続きまして、番号5と番号6は関連した議案となっておりますので続けてご説明をさせていただきます。番号5。贈与人、●●●●。住所、広島市_____。受贈人、持分1/2▲▲▲▲。住所、大柿町_____。持分1/2■●●■。住所、大柿町_____。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、623㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する。」という案件です。

番号6。貸人、◆◆◆◆。住所、沖美町_____。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,930㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける。」という案件です。使用貸借期間は10年間です。

以上で説明を終わります。

議長 5番と6番を一括上程させて頂きましたのは、▲▲さんが新規農業者になるということで、2件を一括上程させて頂いております。この案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 沖美町の西中でございます。先ほど、事務局の方が説明したとおりでございますが、16ページと17ページで見ていただければと思います。場所としましては、私の住所のすぐ近くになるところでございます。▲▲さんと■●さんは今は大柿町に住んでいるのですが、沖美町に定住をしようという気持ちで、この度、沖美町に家を買って、定住して将来こんどは自分で農業もしよう。今から、練習という語弊もありますが、購入を決めているところでございます。それと、売り手の●●さんとも話しをしたのですが、●●さんが私のところに来て、今度、▲▲さんという人が買われるから、よろしく頼みますということで来られました。で、▲▲さんにも聞きますと、間違いなしに、そこに定

住して、10月くらいから住むということでございました。この件については間違いのないと思いますので、皆様にご審議をよろしく申し上げます。

議長 6番は説明よいですか。

委員 沖美町の前田です。いま引き続き、農業をするには少し面積が少ないということで、沖美町____の辺りを2か所、沖美町____と____を▲▲さんが借りられて作られるそうです。それは、西中委員が確認をいたしました。で、◆◆さんは、私が確認しましたので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、この5番と6番につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この5番と6番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第16号の農地法3条の審議を終わります。

続きまして、議案第17号の農地法第4条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。申請人、●●●●。住所、沖美町____。所在地、沖美町____。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、68㎡。申請理由は「現在の墓地は山間部にあり、墓参りが困難なため、申請地に移設する。」という案件です。墓 3基 石碑1基 を建立予定です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、この1番の案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 沖美町三吉の清水です。●●さんに確認したところ、この申請理由に間違いがありません。いままでの墓地が崩れたらしいですね、この際別のところということで申請をされたようです。よろしく申し上げます。

議長 この案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異

議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号 2。申請人、●●●●。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,086 m²。申請理由は「太陽光発電設備を設置するため。」という案件です。パネル 201 枚。発電量 49.3kw です。
以上で説明を終わります。

議長 この 2 番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 能美町鹿川の松岡です。直接、●●さんにお会いしてお話しを伺いました。場所は鹿川の___の西側にあたるんですけれども、ちょっと今は草が生えておりまして、耕作はしていない状態であります。●●さんはお父さんと一緒に住んでいたんですけれども、お父さんが亡くなられて、ひとりではとても管理できないというので、太陽光発電施設を今回作りたいという希望でございまして申請に至りました。よろしく願いいたします。

議長 はい、この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この 2 番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
以上で議案第 17 号の農地法 4 条の審議を終了いたしまして、
次の議案第 18 号、農地法第 5 条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号 1。譲渡人、●●●●。住所、江田島町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、252 m²。
申請理由は譲渡で、譲受人は「駐車場として利用するため、譲り受ける。」と

いう案件です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、この1番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いたいますが。

委員 江田島町の新本です。買主の▲▲さんとは、現地で直接お会いしまして、位置を確認しました。●●さんについては、広島市にということなので電話だけの確認となりました。双方とも確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 この1番の案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに全員が異議が無いということでございますので、許可といたします。
次お願ひします。

事務局長 番号2と番号3が関連した案件ですので一括で説明します。
番号2。追認の案件です。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲株式会社 代表取締役 ■■■■。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳、田。現況、雑種地。面積、259 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「実家を売却するにあたり、庭園及び進入路の一部が農地であることを知り、始末書を添付して申請する。」ということで、譲受人は「庭園及び進入路として利用するため、譲り受ける。」という案件です。

続いて番号3。譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲株式会社 代表取締役 ■■■■。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、299 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「駐車場として利用するため、譲り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この2番と3番を一括上程させて頂いておりますが、この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いたいます。

委員 大柿町の胡子です。■■さんの家の方へお伺いしたのですが、本人さんがおられず、後日、電話で話しを聞いたのですが、間違いがないのでよろしく願いしますということでございますので、よろしく願いします。

議長 何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この2番と3番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 2番と3番について、全員が許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。
以上で、議案第18号を終わりました、続きまして議案第19号の非農地証明の申請に移ります。
事務局から説明をお願いします。

議長 番号1。申請人住所、能美町_____。氏名、●●●●。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、2,272 m²。申請理由は、「平成の初め頃までは、父が柑橘を栽培していたが、その後全く手入れをしていないので、現在は雑木林になっている。地目変更のため、申請する。」という案件です。
7月27日に、森本会長以下5人の委員と事務局で現地確認を行いました。
以上で説明を終わります。

議長 この非農地証明につきましては、先ほど事務局長が説明したとおり、7月27日に現地の確認を農業委員で、現地を調査しまして、結論としましては、申請どおり農地以外のものとして非農地証明を受理するというので、ご決定を頂いた訳で、今回総会へ提案させていただいているということでございます。この事務処理はこのとおりで良いでしょうか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、この非農地証明を農業委員会として受理して、そのとおり事務をさせていただきます。よろしく願いいたします。
以上で非農地証明の申請審議を終了いたします。
続きまして、議案第20号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 2件ですので、続けて説明します。番号1。利用権を設定する農用地、江田

島町_____。現況地目、畑。面積、1429 m²。利用権を設定する者。江田島町_____。●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、江田島町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 28 年 9 月 1 日。終期、平成 29 年 7 月 31 日。新規の案件です。

次に番号 2。利用権を設定する農用地、大柿町_____。現況地目、田。面積、800 m²。利用権を設定する者。大柿町_____。■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、大柿町_____。◆◆◆◆設定する利用権、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 28 年 9 月 1 日。終期、平成 38 年 6 月 30 日。新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 1 番と 2 番について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の島本です。1 番の案件につきまして、▲▲さんは江田島市が実施している新規就農者研修生です。この 6 月に研修期間が終了しております。せっかく身に着けた技術を生かしていきたいということで、申請地で、キュウリのハウス栽培をするということです。以上です。

議長 2 番の方は委員さんどなたか、

委員 大柿町の小松です。2 番の案件は、現在、■■さんが耕作しています。それで、この◆◆さんは娘さんです。◆◆さんと旦那さんは、他所で、去年か一昨年から耕作しております。その夫婦が行うということで、間違いないので、よろしくをお願いします。

議長 それぞれの状況報告が今あった訳でございますが、何かご意見・ご質問ございますか。

意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでしたら、江田島市長の方から、本農業委員会へ農用地利用集積計画の意見聴取ということで、依頼を受けておりますので、この 2 点につきましては、妥当なものということで回答させていただくことに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、事務処理はそのようにさせていただきます。
以上で議案第 20 号の農用地利用集積計画の決定を終わります。
他にご意見はないようですから、全ての案件は以上で終わった訳でございます。以上で本農業委員会総会を終了したいと思います。
どうも今日のごくろうでございました。

総会終了

終了時間 15 時 46 分